

関税法施行令の一部を改正する政令要綱

1. 輸入申告書の記載事項に、輸入者の住所及び氏名等、貨物が運送される場所の所在地及び名称等、貨物が通信販売により購入されて外国から発送されたものに該当するか否か等を追加することとする。（関税法施行令第59条等関係）
2. この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和5年10月1日から施行することとする。